

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時40分)

日程第3「議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町地域集会施設等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町町屋地域集会施設ほか（別紙のとおり）でございます。所在地、松田町松田惣領7番20ほか（別紙のとおり）でございます。

2、指定管理者の名称等。名称、町屋自治会ほか（別紙のとおり）。代表者、自治会長佐藤光弘ほか（別紙のとおり）でございます。所在地、松田町松田惣領336番地3ほか（別紙のとおり）でございます。

3、指定管理期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間となります。

令和7年12月2日提出。松田町長、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

本指定管理者の指定につきましては、令和3年4月1日から5年間の指定管理の期間が終了することに伴い、まず更新になります。

1枚おめくりいただきまして、別紙指定管理者候補者選定松田町地域集会施設一覧でございます。

先ほど提案にありました議案1枚目の項目1及び項目2の指定管理者制度対象施設の名称等並びに指定管理者の名称等につきまして、まとめさせていただいているものでございます。表は松田町町屋地域集会施設から最下段、松田町

土佐原地域集会施設までの21施設が対象となります。

恐れ入ります。1枚おめくりください。参考資料1でございます。

こちらのほうはですね、情報公開条例に基づきまして、指定管理者申込書の法人団体住所の住所と印影、さらにその下、最下段3の担当者の連絡先の電話番号とですね、参考資料2の松田町の公の施設にかかる指定管理者の候補者選定依頼の申込書の依頼者の印影を墨塗りにしておりますことを御了承ください。

それでは、参考資料1の申込書について、御説明させていただきます。

法人団体名は町屋自治会でございます。代表者名は佐藤光弘様から町長宛ての指定管理者申込書でございます。

1、施設の名称及び所在地でございます。施設の名称は松田町町屋地域集会施設。施設の所在地、松田町松田惣領7番20でございます。

裏面を御覧ください。指定管理者施設運営事業計画書でございます。こちらのほうはですね、団体の概要及び団体者の代表者名、役員、事業内容のほうで記載しております。

以下、次ページの店屋場自治会からですね、同施設についての指定管理所が20施設分申込書を添付しております。

恐れ入りますが、20ページおめくりいただきまして、地域集会施設等収支計画一覧表のほうを御覧ください。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の計画でございます。各施設につきましてはですね、上段が5年間、下段が1年間それぞれ収支を記載しております。

まず左側の列でございます。支出につきましては、内訳としまして、光熱水費、消防点検費、一つ飛ばして清掃道具・消耗品等。また、寄地区におきましては浄化槽点検を指定管理料としております。経費の総額の合計になりますが、最下段を御覧ください。5年間の欄でございます。2,004万8,000円になっております。

また、右側の列の収入の指定管理委託料は1,904万5,000円となります。

1枚おめくりいただき、参考資料2でございます。参事兼総務課長よりです

ね、指定管理者選定委員会委員長への指定管理者の候補者選定依頼でございます。

さらにもう1枚、参考資料3でございます。指定管理者選定委員会委員長から町長宛ての選定結果の報告の写しでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。

地域集会施設と収支計画書一覧表があります。ここです、5年間と1年間ということで、それぞれの支出・収入が比較されています。この指定管理委託料につきましては、ちょっと全体をあれしていないんですけども、基本的には支出の額に対して、収入のほうはですね、施設使用料という収入があると、支出から施設使用料を引いたものを指定管理委託料にするというふうな表になっているというふうには理解しますが。実際にはですね、その施設にかかる費用というものに対して、施設使用料というものは、それぞれの自治会ですね、意向によるとかですね、内容によるものだったり変動をするのではないかなというふうに考えますが。ここで指定管理委託料のですね、かなり件数ありますけれども、それぞれの金額に対する考え方をお伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長 まず、こちらの指定管理委託料、各施設の消耗品とか光熱水費とか、支出の算出の根拠というものはですね、一応今までの過去4年間の実績の中で最高値を基準に算定をさせていただいているような状況でございます。その中でですね、施設使用料等があるものにつきましては、そちらのほうも加味をしながら、ちょっと算定をさせていただいているような状況でございます。以上です。

9 番 井 上 それはですね、そういうことでこの表ができてと思うんですけども。お伺いしたいのはですね、施設使用料というものは変動する要因があるのではないかなということです。これを、施設使用料というのはどういうふうに見込んでいるのか。これからのですね、5年間の指定管理だと思うんですけど。ここで指定をした委託料というものがここで固まってしまうのではないかなというふうに思いますが。

一方でですね、施設使用料というものは、これから5年先の中でですね、かなり変動する要因があるのではないかなということですよ。

ですので、指定管理委託料に対して、ここでその施設使用料をマイナスにしようということにはですね、それぞれの自治会においては実際には、支出に対して不足する場合も出るということが想定されるのではないかなというふうに思いますのでね。その施設使用料の捉え方について、どういうふうな捉え方をしているのか、変動要素というものをどういうふうに考えているのか、その点についてのお伺いです。

参事兼総務課長 まず、こちらの施設使用料につきましては、もちろんその自治会さんがですね、過去4年間の実績に基づいて算定しているんですが、ただそれが実績の数字イコールこの計画の数字ではございません。もちろん自治会さんの中で、この程度ならば計画の中に入れて余裕を持たせた形での施設使用料になっておりますので。要はオーバーしたらマイナスになっちゃうとかそういう形ではなくて、自治会さんの中の今まで過去4年間の施設使用料の中で、ここまでなら施設使用料として、施設管理のほうに宛てがえられるということを見込んでの計上の数字になっております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、それではですね、この施設使用料というのは、今後5年間に見込まれる使用料のミニマムの使用料だという理解でよろしいでしょうか。

参事兼総務課長 はい。

9 番 井 上 終わります。

議 長 他にございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。